

安全保障理事会決議 1906 (2009)

2009年12月23日、安全保障理事会第6253回会合にて採択

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国に関する従前の安保理諸決議、とりわけ決議 1896 (2009)、1856 (2008)、1843 (2008) および安保理議長諸声明を想起し、

コンゴ民主共和国の主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の支持を再確認し、

コンゴ民主共和国内の安全を確保すること並びに法の支配、人権および国際人権法に関し自国民を保護することに対する同国の主要な責任を強調し、また、早期に始められた包括的および永続的な治安部門改革の重要性並びに恒久的な武装解除、動員解除、再定住あるいは、適切な、再帰還、並びにコンゴ民主共和国の長期的な安定化のためのコンゴおよび外国の武装集団の再統合の重要性、またこの分野において国際的な協力機関による貢献を強調し、

大湖地域の武力紛争の全ての当事者に対し、文民を保護するために求められている全ての措置を講じ、救援物資、装備および要員の迅速且つ妨害されない通過を助長する、国際人道法の下で彼らに適用される、義務を遵守することを求め、

大湖地域の国に対し、同地域の平和と安定を合同で促進するためのハイレベルの責務を維持することを奨励し、またコンゴ民主共和国とルワンダ、ウガンダおよびブルンジの政府間の関係が最近改善していることを歓迎し、

ゴマおよびナイロビプロセス並びに2009年3月23日の協定はコンゴ民主共和国の東部における事態を安定化させるための適切な枠組であることを強調し、また全ての当事者に対し、これらの合意を完全に守り且つ履行することを促し、

コンゴ民主共和国東部の民兵および武装集団の一部が、まだ彼らの武器を手放さずに人々を苦しめ続けていることに深く懸念し、

人権および人道の状況の悪化並びに人権侵害および他の残虐行為に責任を有する者が処罰を免れ続けていることに極度の懸念を表明し、とりわけ自国民の市民を標的とした攻撃、広範囲に行われている性的暴力、子ども兵の徴用と使用および司法手続によらない処刑を非難し、国際連合コンゴ民主共和国ミッション (MONUC) および他の関連主体と協力して、人権および国際人権法の違反を阻止し、犯人を訴追するコンゴ民主共和国の緊急の必要性を強調し、また加盟国に対し、この点に関して支援し、犠牲者に対して医療、人道上およびその他の支援を提供し続けることを求め、

関係する全ての当事者に対し、難民および国内避難民の自発的、安全、威厳ある且つ持続的な帰還に

資する条件を創設することを求め、

同国内の残虐行為に責任を有する者の責任を問うというコンゴ民主共和国政府の公約を歓迎し、コンゴ民主共和国政府の国際刑事裁判所との協力に留意し、また同国における戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者の責任を問うことを積極的に追及することの重要性を強調し、

女性、平和および安全に関する決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009) 並びに 1889 (2009)、紛争地域における国際連合要員、関連要員および人道支援要員の保護に関する決議 1502 (2003)、武力紛争下の文民の保護に関する決議 1674 (2006) および 1894 (2009) 並びに子どもと武力紛争に関する決議 1612 (2005) および 1882 (2009) を想起し、また、コンゴ民主共和国の武力紛争における当事者に関する子どもと武力紛争に関する安全保障理事会作業部会の結論 (S/AC.51/2009/3) を想起し、

天然資源の違法な搾取と取引および武器の拡散と密売の間の関連性は、大湖地域における、とりわけコンゴ民主共和国における、紛争を増加させまた悪化させる主要な要因の一つであることを強調し、全ての国家、とりわけ同地域における国家に対し、安保理決議 1896 (2009) に定められた措置を十分に履行することを促し、また、決議 1896 (2009) に定められた措置の履行と遵守を密接に監視し続ける安保理の決意をくり返し表明し、

国際的な協力者の支援を得て、民主主義を強化し、また法の支配、国内統治、回復および開発を促進するために、憲法の規定を十分に尊重して、地方選挙、総選挙および大統領選挙の予定表を用意するためにコンゴ民主共和国政府から必要とされる長期的、持続可能な取組を強調し、

MONUC への完全な支持を表明し、犯人にかかわらず、国際連合平和維持要員および人道要員に対する全ての攻撃を非難し、またそのような攻撃に責任を有する者は訴追されなければならないことを強調し、

2009 年 12 月 4 日付の、コンゴ民主共和国国際連合ミッションに関する事務総長第 30 通常報告書 (S/2009/623) およびその勧告を留意し、

コンゴ民主共和国における事態が、この地域において国際の平和と安全に対する脅威を引き起こし続けていることを認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して

1. その日付から更に 12 か月延長する意図と共に、MONUC の展開を 2010 年 5 月 30 日まで延長することを決定し、その日付まで最大 19,815 名の軍事要員、760 名の軍事監視員、391 名の警察要員および 1,050 名の要員で構成された警察部隊で継続する権限を与え、また、その後の決議においてその職務権限を評価し且つ調整することを考慮し、コンゴ民主共和国の長期的安定の貢献に強く関与しつづける安保理の意図を強調する。

2. 事務総長に対し、現在のこの目的のための達成条件を更に発展させ、且つコンゴ民主共和国と MONUC への部隊および警察官提供国との緊密な協力で、MONUC の職務権限の再展開の様式、とりわけ MONUC が不安定に逆戻りを始めることなしに MONUC の縮小を考える前に達成されることおよび 2010 年 4 月 1 日までに勧告とともに安全保障理事会に報告することを必要としている緊急の任務を決定するために、コンゴ民主共和国における事態と同国における国際連合の現地関与のための統合戦略枠組を考慮しつつ、MONUC の職務権限の達成に向けたその進展の戦略的見直しを実施することを要請する。
3. コンゴ民主共和国に対し、同国東部における持続的平和を確立し、一般市民を効果的に保護し、法の支配を全面的に尊重する持続的な治安部門機構を開発しまた人権の尊重と司法および矯正制度の能力を強化することにより刑事責任の免除と戦うことを確保することを促す。
4. 市民の効果的な保護、武装集団の脅威の削減と除去および包括的且つ持続的な治安部門改革の相互に関係する性質を認識し、またこれらの主要な分野の各々で為された取組が人道的状況の改善の目的とコンゴ民主共和国の平和と安定の戦略的目的の双方にめざましく且つ賞賛をもって貢献していることを強調する。
5. この決議の採択から、MONUC は、コンゴ民主共和国政府との密接な協力の下に行動しつつ、この優先順位に従って、以下の職務権限を有することを決定する。
 - (a) 決議 1856 (2008) の第 3 項(a)から(e)および 4 項(c)並びに下記第 7 から 18 項に従って、市民、人道要員および国際連合要員並びに施設の効果的保護を確保すること。
 - (b) 下記第 19 から 28 項および決議 1856 (2008) の第 3 項(n)から第 3 項(p)に定められたことを含む、コンゴ人武装集団の武装解除、動員解除および再統合 (DDR)および外国人武装集団の武装解除、動員解除、再帰還、再定住並びに再統合 (DDRRR)の向上した活動を実行すること。
 - (c) 下記第 29 から 38 項に定められたことを含む、コンゴ民主共和国が主導する治安部門改革を支援すること。
6. MONUC に対し、その能力の範囲内で且つその部隊が展開している地域において、決議 1856 (2008) の第 3 項(a)から(e)および以下の第 9、20、21 並びに 24 項に載せられているその委ねられた任務を実行するため全ての必要な手段を用いることを許可する。

人道要員と人権擁護者を含む市民および国際連合要員並びに施設の保護

7. 第 5 項(a)に記述されたような市民の保護は、利用可能な能力と資源の使用についての決定において、第 5 項(b)と(c)に記述された他の任務のいずれよりも、優先権が与えられなければならない。
8. 市民の保護は、全ての関連するミッションの部門からの調整のとれた対応を必要とすることを想起し、また MONUC に対し、市民の保護に関する専門知識を強化するため、事務総長特別代表の権威の下で、全てのレベルでのその民間および軍事部門と人道関係者間の相互作用を高めることを奨励する。

9. MONUC に対し、模範例を築き上げ、北部キブで試験的に実施した保護に関する成功した保護措置、とりわけ合同保護チーム、早期警戒センター、地方の村との情報伝達手段の設立およびその他の措置、をその他の地域、とりわけ南部キブ、に拡大することを、要請する。
10. 全ての武装集団、とりわけルワンダ解放民衆勢力 (FDLR) と神の抵抗軍 (LRA) に対し、全ての形態の暴力およびコンゴ民主共和国の一般国民に対する人権侵害、とりわけレイプやその他の性的虐待の形態を含むジェンダーに基づく暴力を直ちに止めることを要求する。
11. コンゴ民主共和国政府に対し、決議 1888 (2009) を促進するために、性的虐待の全ての形態を含む国際人道法違反および人権侵害から、女性および子どもを含む市民を守るための適切な措置を講じることを要求し、コンゴ民主共和国政府に対し、懲戒およびコンゴ民主共和国軍 (FARDC) の一員が行った性的およびジェンダーに基づく暴力を含む人権侵害に関する「ゼロ寛容政策」の完全な実施を確保することを促し、また、MONUC の支援を得て、そのような侵害に関する全ての報告が徹底的に調査されまた全ての責任を有する者が、強固な且つ独立した過程を通して、司法手続きに付されることを促す。
12. 事務総長に対し、MONUC の文民および軍事要員による性的搾取と虐待の申立てを十分に調査し続けることおよび性的搾取と性的虐待から保護するための特別措置に関する事務総長公示 (ST/SGB/2003/13) に定められた適切な措置を講じることを要請する。
13. 事務総長に対し、展開前と現場において、MONUC の部隊および警察官提供国に対し、人権、性的侵害とジェンダー問題を含む差し迫った脅威から市民を保護することと適切な対応に関する軍事および警察要員に対する指針と訓練を含むための技術的支援が、提供されることを確保することを要請する。
14. MONUC に対し、その職務権限と活動に関する啓発および理解を高めるためにまた市民に対して犯された国際人道法違反と人権侵害に関する信頼できる情報を集めるために、一般市民との相互理解を強化することを奨励する。
15. 全ての武装集団、とりわけ FDLR と LRA が、子どもを徴兵し使用することを直ちに止め、彼らと関係ある全ての子どもを直ちに解放することを要求し、コンゴ民主共和国政府に対し、FARDC に現在いる子どもを解放し且つ更なる徴兵を防止するため行動計画の入念な仕上げを完了させるために MONUC、監視報告手続およびその他の関係者と協働し続けることを求める。
16. 大湖地域の諸政府に対し、LRA により引き起こされている脅威に対処する諸政府の取組を調整することを求め、また、この点において、MONUC および LRA が市民を脅かしている地域におけるその他の国際連合ミッションとの LRA についての強化された通常の情報共有を強く奨励し、また事務総長に対し、地域的な安全に対する脅威に関係する全ての問題について同地域の国際連合ミッション間の協力と情報共有を助長することを要請する。

17. 同地域における国に対し、武装集団に対する何らかの軍事行動は、国際人道法、人権および難民法に従って実行されること並びに市民を守るための措置を講じた可能性ある攻撃に関して一般市民との通常の接触および早期警戒を通じてを含む、一般市民に対する軍事行動の影響を削減することを確保することを求める。
18. 事務総長特別代表に対し、性的暴力に対する MONUC の包括的戦略に一致して MONUC のジェンダーアドバイザーと人権保護ユニットの中に女性の保護アドバイザーを確定することを要請する。

コンゴ人武装集団の DDR と外国人武装集団の DDRRR

19. 全ての武装集団、とりわけ FDLR、LRA およびその他の武装集団が直ちに武器を手放すことを要求し、また、コンゴ人武装集団が、更なる遅滞若しくは前提条件無しに、DDR のためコンゴ当局および MONUC に出頭すること並びに外国人武装集団が DDRRR のためにコンゴ当局および MONUC に同様に出頭することを更に要求する。
20. MONUC は、とりわけコンゴ民主共和国東部におけるいずれかの武装集団からのゴマおよびナイロビプロセスを脅かすことに武力を使用する何らかの試みを思い止まらせ、また市民に関する攻撃を防止し同地域における暴力を使用し続ける武装集団の軍事能力を破壊するために全ての必要な活動に着手するものとすることを強調する。
21. MONUC に対し、コンゴ民主共和国と密接に協力して活動しつつ、コンゴ民主共和国東部に展開している FARDC の大隊との、優先事項として市民の保護、その大隊との合同で計画された活動を前提としてまた以下のことを観点とした、下記第 23 項に言及されたその政策文書に従った、活動の調整を継続することを要請する。
 - (a) 対象を特定した地域における外国人およびコンゴ人の武装集団を、DDRRR と DDR プロセスに彼れらを参加させることを確保するため、武装解除すること。
 - (b) 一般国民の保護を確保するため、武装集団を領域から除くことを保つこと。
 - (c) これらの領域内、とりわけコンゴ民主共和国東部、武装集団および主要な地雷埋設地域の無くなった地域において、コンゴ民主共和国の権威を回復するために、同政府を援助すること。
 - (d) 違法な経済活動および天然資源の違法な取引から生じる支援を含む武装集団への支援の提供を防止するための向上された取組を実行すること。
22. 決議 1856 (2008) の第 3 項(g)と 14 項に一致して、外国人およびコンゴ人の武装集団に対する FARDC 主導の軍事活動に対する MONUC の支援は厳密に、FARDC の国際人道法、人権法および難民法の遵守並びにこれらの活動の効果的な合同した立案次第であることをくり返し表明し、MONUC の軍事指導部は、そのような活動に何らかの支援を提供する前に、特に一般市民の保護に関する十分に合同した立案が行われていることを確認するものとすることを決定し、MONUC に対し、MONUC の支援を受けている FARDC 部隊の一部がそのような法の重大な違反を犯している疑いがあり且つ状況が持続しているなら FARDC 司令部とかけあうことを求め、MONUC に対し、これらの FARDC

部隊への支援を撤回することを求める。

23. これに関連して、MONUC が FARDC 部隊への支援を提供できる条件を定めた政策文書の MONUC による発展に留意し、また事務総長に対し、この政策の履行を定期的に評価する適切な手続を設立することを要請する。
24. MONUC に対し、世界銀行および国際連合開発計画を含む他の協力機関と密接に協力して、武装解除過程を監視しおよび敏感な場所における安全を、適切に、提供し並びに国際連合国別現地チームおよび二国間および多国間パートナーと協力してコンゴ当局により進められた再統合を支援することにより、子どもに特別な注意を払って、コンゴ人戦闘員および彼らの被扶養者の DDR の履行に更に貢献することを促す。
25. MONUC に対し、武装解除した外国人戦闘員および彼らの被扶養者の自発的な動員解除および再帰還に対するその支援を助長することを促し、また、コンゴ民主共和国および近隣諸国政府に対し、この過程に従事することを続けることを求める。
26. コンゴ民主共和国およびルワンダ両政府に対し、多くの次元からのアプローチの枠内で FDLR に関する最終段階の目標を明確に設定することに合意し共に活動することを促す。
27. 全ての国に対し、国内に居住する FDLR の指導者に対して、決議 1533 (2004) により設立され安保理決議 1896 (2009) で更新された制裁体制の効果的な履行を通してを含む適切な法的行動を取ることを促す。
28. 全ての国、特に同地域の諸国に対し、天然資源の違法取引を終わらせるため、必要ならば司法手段を通じてを含む適切な措置を講じること、また必要な場合には、安全保障理事会に報告することを促し、また MONUC に対し、決議 1856 (2008) の第 3 項(j)に従って、コンゴ民主共和国政府と合同で、同国の全てのサービスを、鉱産物の足跡をたどることを向上させるために北部および南部キブにおける五つの貿易用窓口を集めるその試験的事業を強化し且つ評価することを促す。

治安部門改革に対する支援

29. 治安部門改革に関するコンゴ民主共和国政府の主要な責任をくり返し表明し、また、MONUC およびその他の国際的な協力機関と協力して活動しているコンゴ民主共和国政府に対し、FARDC の能力、規律および専門家気質を強化することを目的として、MONUC の支援を得て、同政府によりその規模、構成および構造が策定されるべき中核の、十分に吟味された、多民族部隊を築き上げることを奨励する。
30. MONUC に対し、コンゴ当局と協力して、この分野における全ての二関係国および多関係国の活動を含む、治安部門改革問題に関する国際社会の取組を調整することを要請し、また、全ての加盟国および国際機構に対し、これに関連して MONUC と十分に協力することを求める。

31. MONUC に対し、人権、国際人道法、子どもの保護およびジェンダーに基づく暴力と性的暴力の防止の分野におけるものを含む、治安部門改革を支持するより広範囲な国際的取組の部分としてコンゴ民主共和国東部に展開する統合された大隊に対するものを含む、FARDC に対する軍事訓練を提供することを更に要請する。
32. コンゴ当局が、MONUC の支援を得て、国際的な標準に従って FARDC と国内治安部隊に対する効果的な吟味手続を確立し、国際人道法違反および人権侵害に関係した者の排除を確実にした、適切な場合には、そのような者に対し司法手続を発動することに関する安保理の求めをくり返し表明する。
33. コンゴ民主共和国政府に対し、MONUC の支援を得て、FARDC に新たに統合された武装集団が全国的に展開され、彼らの出身地域に限定されないことを確保することを奨励する。
34. コンゴ民主共和国政府に対し、議会が FARDC、高級防衛評議会の改革および FARDC の軍事要員の地位に関する法律並びに警察改革に関する法律を素早く採択することを促し、コンゴ民主共和国政府に対し、この決議の時間的枠組の中でその履行における進展を確保することを更に促し、また、全領域に関する治安部門の包括的な国家戦略の採択をなお一層促す。
35. コンゴ民主共和国政府が、MONUC およびその他の国際的な協力機関の支援を得て、新しく統合された構成員に対し階級を付与し、給与の支払いおよび装備を確保し並びに兵舎を提供することを含む、FARDC のための適切な条件を確保することを要請する。
36. 3月23日合意の全ての当事者に対し、同合意の彼らの公約を遂行し且つその全ての面の履行を促進することを求め、また MONUC に対し、これに関連して、武装集団の統合を援助することおよびこれらの合意に予見された地域紛争を解決するための手続を確立することにより支援することを要請する。
37. コンゴ民主共和国政府に対し、とりわけ FARDC とコンゴ国家警察 (PNC)を通して、MONUC の協力を得て、彼らが保管している武器および弾薬に関する全ての利用可能な情報を含む包括的且つ正確なデータベースを維持するためのその取組を進めることを勧告する。
38. 全ての当事者が MONUC の活動に十分に協力した彼らが、コンゴ民主共和国の領域全土で、職務権限を行使している国際連合およびその関連要員の安全および妨害されない且つ即時のアクセスを確保することを求め、また事務総長に対し、遅滞無く且つ不足無しにこれらの要求にそって報告することを要請する。
39. MONUC および国際連合国別現地チームに対し、コンゴ民主共和国において、民主機構を強化し司法制度と矯正制度を含む効果的な法の支配能力を築き上げることについて特に強調して、とりわけ政府の安定と再構築計画 (STAREC)と国際連合治安安定化支援戦略 (UNSSSS) の枠内で、国家権力を拡大することに対する彼らの支援を続けることを要請する。

40. 事務総長に対し、範囲の広い組織的保護戦略の履行と 2010 年 2 月 16 日の安全保障理事会統合戦略枠組と部隊および警察官提供国に関する進展報告書に関する簡単な説明を提供することを要請する。
41. 事務総長に対し、この決議の第 2 項に定められた戦略的再検討を準備するため、コンゴ民主共和国の事態に関するまた 2010 年 4 月 1 日までの MONUC の活動に関する完全な報告書を提供すること更に要請し、この完全な報告書は以下のことを含むものとする。
- (a) 市民の保護における MONUC の役割の課題、現在の保護手続、とりわけこの決議の第 8、9、11、12 および 13 項に記述された措置の評価、および性的暴力からの保護のための特別な措置についての評価に関する特定の情報
 - (b) この決議第 22 および 23 項に記述されている FARDC に対する MONUC の支援の条件を列挙している政策文書の履行の評価
 - (c) 更なる展開と決議 1843 (2008) により許可された追加的能力の使用に関する情報
 - (d) この決議の第 31 項に規定された効果的な訓練措置を含む治安部門改革における進展の評価
42. MONUC に対する部隊および警察官提供国並びに援助供与国の貢献を賞賛し、また加盟国に対し、ミッションが要求する残余のヘリコプター、航空能力、情報資産およびその他の軍事的支援を誓約し貢献することを求める。
43. 事務総長に対し、MONUC の活動概念と交戦規則をこの決議の諸規定と完全に一致するように定期的に更新することを確保すること、およびこのことについて安全保障理事会と部隊提供国に対し報告することを要請する。
44. 事務総長に対し、コンゴ民主共和国事務総長特別代表を通じて、コンゴ民主共和国における国際連合システムの全ての活動を調整し続けることを要請する。
45. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。